

業務仕様書

1 業務名

南区第26回参議院議員通常選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務

2 業務の目的

公職選挙法第144条の2に基づき、参議院選挙区選出議員選挙のポスター掲示場の設置を行うことを目的とする。

3 業務の内容

以下のとおり、標記選挙公営ポスター掲示場を製作及び設置し、投票日の翌日から5日後までに撤去して設置場所を原状に回復するとともに札幌市選挙管理委員会事務局が別途契約する業者（以下「掲示板業者」という。）に掲示板を返納する。

4 履行期間

契約締結日から選挙期日の10日後まで

5 製作設置業務

(1) 設置場所

別添「案内図、一覧表」のとおり

(2) 製作設置作業期間

掲示板が納品されてから公示日の3日前まで

(3) 区画数

16区画

(4) 設置予定数

合計	234箇所
（内訳）支柱必要・置き石必要	8箇所
支柱必要・置き石不要	78箇所
支柱不要	148箇所

(5) 設置要領

ア ポスター掲示場の図

別紙1-1、1-2、1-3、1-4のとおり。

イ 掲示板の資材

再生パルプボード等リサイクル可能な材質を利用したもの（※）を掲示板業者が公示日の21日前までに受託業者の指定場所（札幌市内の1か所とする）に納品する。契約締結後、指定場所について掲示板業者に連絡すること。連絡先については、委託者から別途連絡する。

納品される掲示板は、16区画（余白付6区画＋区画のみ8区画＋区画のみ2区画）254組（それぞれ予備分20組を含む。）の予定である（別紙2）。掲示板の結合については受託者において、枠組木材と掲示板に釘を用いて行うものとする。

（※）（株）タナカ製 STボード、（株）コートテック製 CTボード、同等品のいずれか

ウ 標題貼付用「標題ポスター」

(ア) 標題及び注意書事項等を印刷したポスター（ユポ F G S 1 3 0 またはユポ F R B 1 3 0）を、委託者から受け取り、掲示板の右余白標題部分に貼付する。

また、標題ポスターの右下には別途作成指示する掲示場の整理番号シール（設置期間中、標題ポスターへの貼付に耐えられるものであること）を貼付する。

(イ) 納入予定数量

2 5 4 枚（予備分を含む）

(ウ) 標題ポスターの規格等

別紙 3 のとおり。

エ 使用材料等規格

(ア) 枠組木材 寸角 3 0 mm × 3 0 mm

(イ) 支柱及び方材 たる木 4 5 mm × 4 5 mm

(ウ) 再生パルプ耐水ボード止め釘 2 4 mm

(エ) 鉄アングル

木製部材だけの固定が困難な場合等は、丸棒アングルを使用する。

(オ) 標題ポスター貼付用糊等

i 接着剤 コニシ G Z - 3

溶剤 ゴードー溶剤ノルマルヘキサン

ii 日東電工一般用両面テープ（2 0 mm巾）

上記 i 又は ii の製品又は同等品（古材等の使用を認めるが、撤去までの期間の使用に耐えられるものであること。）を使用し、容易に剥離しないようにすること。

また、同等品を使用する場合は、履行前に委託者の承認を得ること。

(カ) 置き石（旗石、コンクリートブロック）

2 5 0 mm × 2 5 0 mm × 2 0 0 mm 程度

オ 設置場所の略図

設置場所の略図は、契約締結後、委託者より交付する。

カ 施設の所有者等の指示

掲示場を設置するときは、必ずその旨を設置場所の所有者又は管理者に連絡し、所有者等の指示に従うこと。

キ 補助支柱等

設置場所の地面が側溝その他コンクリート類であるとき、又は設置場所がコンクリート、ブロック塀等の場合は、塀の内側に杭を打ち補助支柱及び針金で固定し、あるいは掲示板の上部にカギ金具を付け塀の上部に固定するなど工夫して、掲示板が倒れたり飛んだりすることのないよう注意して設置すること。

また、杭等が打てない場合は、置き石（旗石、コンクリートブロック）を使用し、倒れたり飛んだりすることがないように木材をしっかりと固定したうえで注意して設置すること。

ク 補修

ポスター掲示場を設置した後、破損又は滅失した場合は受託者が直ちに補修又は再設置すること。

ケ 支柱不必要を設置する場合の注意点

柵、塀、手すり、フェンス等に設置する場合は、掲示板が倒れたり飛んだりす

ることのないように注意して設置するとともに、ポスター掲示場と接する部分の損傷防止のため、別紙1-3「柵等への設置方法」を参考に必要な養生措置を施すこと。

コ 国道に設置する場合は、設置作業中に長時間車線規制が生じないよう留意すること。車線規制を行わなければ設置困難な箇所がある場合は、事前に委託者に連絡のうえ、指示を受けること。

(6) その他

ア 契約締結後、直ちに委託者と業務の実施について打ち合わせを行うこと。

イ 検査において、設置状況が不十分と認められる場合は、委託者の指示に従い措置し、その経費は受託者の負担とする。また、措置後は、その内容がわかる写真（全体、4方向、修正箇所など）を添付して委託者に報告すること。なお、設置状況が不十分と認められる場合に損傷や倒壊等が生じた際の措置については、受託者が責任を持って対応すること。

ウ 設置期間中に損傷や倒壊等が生じた場合には、委託者の指示に従い速やかに措置し、その経費は受託者の負担とする（第三者による損傷や倒壊等に係る措置費用は除く）。また、措置後は、その内容がわかる写真（全体、4方向、修正箇所など）を添付して委託者に報告すること。

6 撤去業務

(1) 撤去数

設置数と同数

(2) 撤去期間

選挙期日の翌日から5日後までに撤去を完了すること。

(3) 掲示板の返納

掲示板の撤去後、一時保管の上、委託者の指定する場所（札幌市内の1か所とする）に選挙期日の6日後から10日後までの間に搬入し、掲示板業者に返納すること。その際、解体撤去した掲示板は、木枠から外し、釘を取り除いた状態で予備分を含め全量を搬送すること。

ただし、標題ポスター及び候補者のポスターを剥がす必要はなく、画鋏類についても取り除く必要はない。

(4) 古材等

解体撤去した掲示板以外の部材は、受託者が引き取ること。

(5) その他

ア 解体撤去にあたり、あらかじめ設置場所所有者等の了解を得てから施行すること。

イ 既設物（門、塀等）を利用して設置している場合は、損傷が生じないよう十分注意すること。

ウ 検査において、解体撤去及び原状回復が不十分と認められる場合は、委託者の指示に従い措置し、その経費は受託者の負担とする。

7 完了報告

(1) 完了報告は、ポスター掲示場の製作及び設置の完了後と、撤去及び掲示板の返納の完了後にそれぞれ行うこと。

- (2) 製作及び設置後の完了報告は、本市所定の完了届（役務-第9号様式）、別紙4「ポスター掲示場設置撤去チェックリスト」及び設置後の写真を提出することにより行うこと。
- (3) 撤去及び掲示板の返納後の完了報告は、本市所定の完了届（役務-第9号様式）及び別紙4「ポスター掲示場設置撤去チェックリスト」及び撤去後の写真を提出することにより行うこと。

8 その他

- (1) 掲示板の区画、数量及び納品日は、選挙期日決定日以降、別途通知する。なお、選挙期日の決定は選挙直前になる可能性も極めて高く、過去の選挙日程を踏まえると、製作設置作業期間が1週間程度の猶予しかない可能性もあることに留意すること。
- (2) 本業務に関するその他不明な点は、委託者（電話582-4711）に問い合わせること。
- (3) 本仕様書に規定する以外の事情が発生した場合には、委託者と受託者の相互協議のうえ定めるものとする。